

2017年度

「日本経済研究センター研究奨励金」交付に関する
実施要項

公益社団法人 日本経済研究センター

1. 目的

経済学およびそれに関連する学問分野の研究を奨励し、学術の振興および日本や世界経済社会の発展に寄与する。

2. 名称 「日本経済研究センター研究奨励金」

3. 対象

- a. 経済およびそれに関連する学問分野（特に社会学）の研究。現在の重要な経済問題や政策に関する理論的・実証的研究は優先的に選考・採択する。
- b. 研究1、2年見当で一応の成果が期待できるもの。ただし、研究途上にあっても、これから着手するものでもかまわない。また個人研究、共同研究を問わない。
- c. 同一研究に対し他の奨励金をすでに受けているものでも選考の対象にすることができる。
- d. 奨励金の交付を受けた研究者（以下、被交付者と呼ぶ）については交付の翌年度から3年間は審査対象としない。
- e. 前身の日本経済研究奨励財団時代を含め、同一人に対する奨励金交付は、4回を上限とする。

4. 被交付者の果たすべき責任

- a. 奨励金を受けた研究の成果は学会、学術雑誌、単行本、その他の方法で発表すること。また、日本経済研究センターにも研究成果を発表した旨を報告すること。
- b. 研究成果の発表に際しては、「日本経済研究センター研究奨励金」を受けた旨を必ず明記すること。
- c. 研究成果の発表後は、その内容について日本経済研究センターに一般の人にもわかりやすい平易な言葉で書いたノンテクニカルペーパー（A4用紙3～4枚程度）を提出する義務があるとする。これは日本経済研究センターのホームページなどで公開することがある。また、提出物に対して日本経済研究センターから編集等の諸手続きを求められた場合はそれに応じることとする。
- d. 日本経済研究センターが被交付者から研究成果の報告を受けたのちに、有益な研究をより多くの人に知らしめるという公益法人としての意図から、日本経済研究センターが開催するセミナーや研究会などの事業において被交付者に有償で協力を求めることがある。被交付者はやむを得ない事情がない限りは前向きに協力するものとする。
- e. 被交付者は所定の様式により、研究経過・結果報告（会計報告を含む）提出の義務がある。
- f. 当研究奨励金の用途は、申請された研究等のために必要な費用に限定しており、間接経費（いわゆるオーバーヘッド）は対象外とする。

g. 人間の尊厳を尊重し、人権に配慮した研究でなければならない。人を対象とした実証研究の場合、交付申請者が所属する当該研究機関・組織の定める、研究倫理規定の所定の手続きを踏まえた研究でなければならない。本審査会からの求めがあった場合、申請者は速やかに倫理委員会等の審査結果を提示しなければならないものとする。

5. 金額 総額約1,000万円、1件あたり100万円を上限とする。

6. 申請

- a. 奨励金の交付申請には2名以上の推薦（審査委員を除く）を必要とする。
- b. 奨励金交付申請書は所定の用紙により1通を日本経済研究センターに提出する。
- c. 申請書の提出期限は、2017年10月末日とする。

7. 選考

理事会が委嘱した審査会が、奨励金交付申請書にもとづき、必要に応じ推薦者の意見も聴取して、交付対象となる研究を選定し、理事会において決定する。

本年度の審査会委員長、審査委員は次の通り。（審査委員は五十音順・敬称略）

一橋大学名誉教授	浅子 和美（審査会委員長）
慶応義塾大学教授	駒村 康平
東京大学教授	白波瀬 佐和子
大阪大学教授	堂目 卓生
京都大学教授	成生 達彦
政策研究大学院大学教授	西村 清彦
東京大学教授	福田 慎一
一橋大学教授	町田 敬志
中央大学教授	山田 昌弘

8. 発表

2018年2月下旬、日本経済新聞紙上に掲載予定（奨励金の交付者には郵便で通知する）

9. 奨励金の交付 発表後1カ月以内（3月末ごろ）

10. 奨励金交付決定の取り消し

被交付者が虚偽の申請を行ったことが後から発覚した場合、審査委員会の事前承認を求めることなく、申請内容と大きく異なるテーマ・用途に奨励金を充当した場合、もしくは被交付者が遵守すべき義務の履行を怠った場合、審査会の同意を得て交付決定を取消し、被交付者に対し交付金の一部、もしくは全額の返還を求めることができるものとする。

〒100-8066

東京都千代田区大手町1-3-7 日経ビル11階

公益社団法人 日本経済研究センター研究奨励金担当

（電話 03-6256-7710）

研究奨励金のご案内

日本経済研究センターは日本経済の発展や近代経済学の普及・啓蒙に資することを目的に設立された非営利のシンクタンクです。

1968年から約半世紀にわたって経済学・社会学分野の研究や政策に関する理論的・実証的研究に対し、毎年約1000万円の奨励金を交付する事業を行ってきた財団法人日本経済研究奨励財団(2010年6月解散)から引き継いだ寄付金を運用し、経済学・社会学分野の研究者に研究奨励金を交付しています。

2017年度は以下の要領で申請を受け付けます。

■ 対象

- 経済およびそれに関連する学問分野(特に社会学)の研究。現在の重要な経済問題や政策に関する理論的・実証的研究は優先的に選考・採択します。
- 研究期間1、2年見当で一応の成果が期待できるもの。ただし、研究途上やこれから着手するものでもかまいません。また個人研究、共同研究を問いません。
- 同一研究に対し他の奨励金をすでに受けているものでも選考の対象になります。

■ 奨励金額

1件あたり100万円を上限とします。

■ 申請書の受付期間

2017年9月1日~10月31日

■ 発表・奨励金の交付

2018年2月下旬、日本経済新聞紙上に掲載予定、3月末までに交付

研究奨励金 2017年度 審査会委員

一橋大学名誉教授 浅 子 和 美 (審査会委員長)
慶応義塾大学教授 駒 村 康 平 東京大学教授 白波瀬 佐和子
大阪大学教授 堂 目 卓 生 京都大学教授 成 生 達 彦
政策研究大学院大学教授 西 村 清 彦 東京大学教授 福 田 慎 一
一橋大学教授 町 村 敬 志 中央大学教授 山 田 昌 弘

お問い合わせ先



公益社団法人 日本経済研究センター 研究奨励金担当

〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7 日本経済新聞社東京本社ビル 11階
電話: 03-6256-7710 FAX: 03-6256-7924 E-mail: jcer_incentive@jcer.or.jp

詳細は <http://www.jcer.or.jp/incentive/index.html> をご覧ください

(参 考)

2 0 1 6 年 度

「日本経済研究センター研究奨励金」交付実績

2016年度の「日本経済研究センター研究奨励金」は次の15件に対し総額で1000万円を交付しました。

申請者氏名	所属・肩書	研究題目	交付額 (万円)
神谷和也	神戸大学経済経営研究所教授、 東京大学大学院経済学研究科 教授・副学長	モラル・ハザード下での契約期間の内生的選択	85
宮内泰介	北海道大学大学院文学研究科 教授	災害後のコミュニティ再編と自然資源管理の再構築 に関する社会学的研究	60
菅原友香	上智大学国際教養学部助教	日常動作能力に見る健康余命の推計と変化の検証	30
和田龍磨	慶應義塾大学総合政策学部 准教授	一般均衡モデルによる対外純資産の変動と為替 レートの相互作用の解明と将来予測	50
松尾寛子	高知大学学生総合支援センター 特任准教授	日本における大卒新卒採用・就職活動の長期化傾 向の検証と最適な時期・期間に関する研究	75
岩壺健太郎	神戸大学大学院経済学研究科 教授	量的質的金融緩和と国債市場の流動性・効率性	55
堀敬一	立命館大学経済学部教授	コーポレートガバナンスに関する行動経済学的分析 と日本企業への応用	50
齊藤康則	東北学院大学経済学部 共生社会経済学科准教授	東日本大震災の被災地において農業・漁業の再生 に取り組む非営利組織——生産者・消費者の「顔 の見える関係」の意味転換と新たなエコノミーの 可能性	35
山村りつ	日本大学法学部公共政策学科 専任講師	児童養護施設における「生い立ちの整理」の効果 と意義—貧困の連鎖からの脱却を目指して—	75
作道真理	日本経済研究所調査局 主任研究員	企業の社会的責任活動の実証研究	70
小川一仁	関西大学社会学部教授	部分均衡メカニズムの一般均衡効果についての 実験的研究	80
上武康亮	イェール大学経営大学院助教授	オンライン労働市場の設計に関する実証分析	100
服部正純	一橋大学経済研究所教授	本邦のシャドー政策金利 (shadow policy rate) の 推計とカバー付き金利平価不成立の説明への応用	70
山本浩司	東京大学経済学研究科 マネジメント専攻講師	金融バブルの原因となる認知バイアスに関する 社会・歴史の実証研究	100
芦田登代	東京大学経済学研究科 特任研究員	被災地における公平性に関する実証研究： フィールド実験によるアプローチ	65

*氏名は申請順。